

る場合は、その死亡の時の現況による。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

二 特別障害者 所得税法第二条第一項第二十九号に規定する特別障害者をいう。

三 扶養親族 所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいう。

四 同一生計配偶者 所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者をいう。

五 給与所得控除後の給与等の金額 給与等の収入金額から所得税法第二十八条第三項に規定する給与

所得控除額を控除した残額（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額）をいう。

六 公的年金等に係る雑所得の金額 所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額をいう。

七 出国 所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。

5 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二十二条の規定の適用については、同条第二項第一号中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の

三の三第一項又は第二項（所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。

6 第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二百一十一条第三項の規定の適用については、同項

中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の三第二項

（所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（年末調整に係る所得金額調整控除）

第四十一条の三の四 居住者が、その年に所得税法第九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨、その居住者が前条第一項の特別障害者に該当する旨又は同項の扶養親族若しくは同一生計配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書をその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税

地)の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第九十条の規定の適用については、同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、当該金額に相当する金額から前条第一項の規定による控除をされる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、提出しなければならない。

3 第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に經由すべき給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 給与等の支払を受ける第一項の居住者は、同項に規定する申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書を」とあるの

は「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取つた」とあるのは「提供を受けた」とする。

6 第四項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印については、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

7 第一項に規定する申告書の提出を受ける同項の給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき同項の扶養親族又は同一生計配偶者（以下この項において「扶養親族等」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前に、当該扶養親族等に係る第一項の居住者から同項に規定する申告書又は所得税法第九十八条第六項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、第一項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する同項に規定する申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族等の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

8 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）」とする。

二 所得税法第九十八条第六項の規定の適用については、同項中「次に掲げる申告書」とあるのは、「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書」とする。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十三の三第七項第四号中「第六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第四十一条の十五の三第一項中「第三十五条第四項中「七十万円」とあるのは、「百二十万円」を「第三十五条第四項第一号中「六十万円」とあるのは「百十万円」と、「六十万円」とあるのは「百十万円」と、同項第二号中「五十万円」とあるのは「百万円」と、同項第三号中「四十万円」とあるのは

「九十万円」に改め、同条第三項中「六万円」を「五万円」に、「十万円」を「九万五千元」に改める。

第四十一条の十五の三の次に次の一条を加える。

(消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用)

第四十一条の十五の四 国民年金法第百二条第一項に規定する年金給付を受ける権利又は厚生年金保険法

(昭和二十九年法律第百十五号) 第九十二条第一項に規定する保険給付を受ける権利の消滅時効が完成

した場合において、これらの権利の消滅時効を援用せずに居住者に支払うこととされた所得税法第三十

五条第三項に規定する公的年金等については、同法第二百三条の二の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百三十一条第三項の規定の適用については、同項中

「の規定の」とあるのは、「又は租税特別措置法第四十一条の十五の四第一項(消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用)の規定の」とする。

第四十一条の十九第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「平成三十年三月

三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「で、平成二

十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に同条の確認を受けたもの」を削り、「当該確認を

受けた日」を「地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日」に、「同日以後三年を経過する日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とする。

第四十一条の二十一第一項中「は、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないものとみなして、所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する」を「が有する所得税法第六十条第一項に規定する国内源泉所得（非居住者にあつては同項第一号及び第四号に掲げる国内源泉所得（同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）に限るものとし、外国法人にあつては同項第四号に掲げる国内源泉所得に限るものとする。）で当該恒久的施設に帰せられるものについては、所得税を課さない」に改め、同項第五号中「投資組合契約」の下に「（当該非居住者又は外国法人が既にこの項又は第六十七条の十六第一項の規定の適用を受けている場合には、当該投資組合契約以外の当該非居住者又は外国法人が締結している当該適用に係る投資組合契約を含む。）」を加え、同条第十一項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に、

「第七項」を「第九項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三条の二に規定する利子等又は同条に規定する配当等の支払をする者については、同条のうち当該適用を受ける非居住者又は外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

二 第八条の四第四項に規定する上場株式配当等の支払をする者については、同項から同条第七項までの規定のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

三 第九条の四の二第二項に規定する償還金等の支払をする者については、同項から同条第六項までの規定のうち当該適用を受ける外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

四 当該適用を受ける非居住者が支払を受けるべき第九条の八に規定する配当等については、同条及び第九条の九の規定は、適用しない。

五 当該適用を受ける非居住者の有する第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等、同項に規定する特定保有株式及び同項に規定する特定口座内公社債については、同条の規定は、適用しない。



い。

六 当該適用を受ける非居住者が行う第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡については、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで及び第三十七条の十二の二の規定は、適用しない。

七 当該適用を受ける非居住者が行う第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等については、同条の規定は、適用しない。

八 当該適用を受ける非居住者に対し支払をする第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額については、同条の規定は、適用しない。

九 当該適用を受ける非居住者が支払を受ける第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等については、同条の規定は、適用しない。

十 当該適用を受ける非居住者が第三十七条の十三第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式については、同条及び第三十七条の十三の二の規定は、適用しない。

十一 当該適用を受ける非居住者が行う非課税口座内上場株式等（第三十七条の十四第一項に規定する

非課税口座内上場株式等をいう。以下この号において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）及び同条第四項各号に掲げる事由による非課税口座内上場株式等の同項に規定する払出しについては、同条の規定は、適用しない。

十二 当該適用を受ける非居住者が行う未成年者口座内上場株式等（第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下この号において同じ。）の譲渡及び同条第四項各号に掲げる事由による未成年者口座内上場株式等の同項に規定する払出しについては、同条の規定は、適用しない。

十三 第四十一条の十第一項に規定する給付補填金等の支払をする者については、第四十一条の十一のうち当該適用を受ける外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

十四 第四十一条の十二の二第八項に規定する償還金の支払者（同条第十二項の規定により同条第八項に規定する償還金の支払者とみなされる者を含む。）及び同条第一項第二号に規定する国外割引債取扱者については、同条第八項から第十三項までの規定のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

十五 当該適用を受ける外国法人が支払を受けるべき第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項第一号に掲げる償還金に係る第四十一条の十三の二第二項に規定する差益金額については、同項の規定は、適用しない。

十六 第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で当該適用を受ける非居住者が行うものについては、同条及び第四十一条の十五の規定は、適用しない。

十七 当該適用を受ける非居住者が第四十一条の十九第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定新規株式については、同条の規定は、適用しない。

十八 所得税法第六十六条の規定の適用については、同条中「において、第一百二十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」ととあるのは「において」と、「場合」と、第四百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第四百四

十八条第一項及び第一百五十五条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）とあるのは「場合」ととする。

十九 所得税法第百六十六条の二第二項の規定は、当該適用を受ける非居住者については、適用しない。

二十 当該適用を受ける外国法人が支払を受ける所得税法第百八十条第一項に規定する対象国内源泉所得については、同条の規定は、適用しない。

二十一 所得税法第二百十二条第一項の規定の適用については、同項中「第百八十条第一項（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）又は第百八十条の二第一項若しくは」とあるのは、「第百八十条の二第一項又は」とする。

二十二 当該適用を受ける非居住者が支払を受ける所得税法第二百十四条第一項に規定する対象国内源泉所得については、同条の規定は、適用しない。

二十三 所得税法第二百二十五条第一項第十号又は第十二号から第十四号までに掲げる者については、同項（第十号又は第十二号から第十四号までに係る部分に限る。）のうち当該適用を受ける非居住者

に係る部分の規定は、適用しない。

二十四 所得税法第二百三十二条の規定の適用については、同条第一項中「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」とあるのは、「取引」とする。

第四十一条の二十一第七項中「第三項」を「第五項」に改め、「及び第九項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 非居住者が対象国内源泉所得（所得税法第六十一条第一項第一号及び第四号に掲げる国内源泉所得（同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）で当該非居住者が締結している投資組合契約に基づいて行う事業に係る恒久的施設に帰せられるものをいう。以下この項において同じ。）につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該非居住者が締結している当該適用に係る投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業

(次項において「特例適用組合事業」という。)による対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合における非居住者が有する所得税法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得(同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。)で特例適用組合事業に係る恒久的施設に帰せられるものは、同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しないものとみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

第四十一条の二十二第一項中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第四十二条第一項及び第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二第二項第一号中「第六項第一号イ」を「同項第一号イ」に、「うち第六項第二号ロ」を「うち同項第二号ロ」に、「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条

約」を「条約」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に、「が千」を「が百」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に、「第三十七条の十四第二十八項から第三十二項まで」を「第三十七条の十四第三十二項から第三十六項まで」に改める。

第四十二条の三第一項及び第三項中「第三十七条の八第一項」を削り、同条第四項第二号中「第三十条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十二項」に改める。

第四十二条の四第八項第二号イ中「次条第二項及び第三項」を「次条第二項」に、「並びに第四十二条の十二の五」を「第四十二条の十二の五並びに第四十二条の十二の六第二項」に改め、同号二中「第四百四十四条及び第四百四十四条の二」を「及び第四百四十四条から第四百四十四条の二の三まで」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款又は第三編第二章第二節（第四百四十三条を除く。）の規定（以下この項において「法人税法税額控除規定」という。）による法人税の額からの控除及び特別税額控除規定（第一項、第三項、第六項及び第七項の規定をいう。以下この項及び次項において同じ。）による法人税の額からの控除については、まず特別税額控除規定による控除をした後において、同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除をするものとする。

第四十二条の四に次の一項を加える。

13 第一項、第三項、第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）及び第三編第二章（第二節を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する法人税の額は、当該法人税の額から特別税額控除規定により控除する金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間を一事業年度とみなして同



項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び特別税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び特別税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

四 法人税法第四百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節（第四百四十四条（同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定及び特別税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

五 法人税法第四百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び特別税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

第四十二条の五を次のように改める。

(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、平成三十年四月一日(第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第

号)の施行の日)から平成三十二年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、当該法人の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める減価償却資産(以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。同項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。同項において「供用年度」という。)の当該高度省エネルギー増進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該高度省エネルギー増進設備等の普通償却限度額

(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該高度省エネルギー増進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者(同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業(以下この号において「特定連鎖化事業」という。)の同項に規定する加盟者(以下この号において「特定加盟者」という。)を含む。) 同法第十五条第一項又は第二十六条第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー(同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。)の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの(当該特定加盟者の同法第二十六条第一項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。)

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第一項の認定を受けた同項の工場等を設置している者 当該認定に係る同法第四十七条第三項に規定する連携省エネルギー計画に記載された同法第四十六条第一項に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設（次号において「取得等」という。）をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

三 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百七十七条第一項の認定を受けた同項の荷主 当該認定に係る同法第一百八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画に記載された同法第一百七十七条第一項に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

2 前条第三項に規定する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）が、指定期間内に、高度省エネルギー増進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小企業者